

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1162号)

平成25年4月25日

横情審答申第1162号

平成25年4月25日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成24年6月4日政秘第234号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「私が歴代市長宛で提出し正規受理された御局市長秘書課が封書開封、又は直接確認した平成17年3月10日から、23年3月1日までの告発文書追加訴文書、物証多全てに係る原本訴文書の頭書と末尾部分2枚及び全ての起案用紙（決裁、処理案）、他局所管と送受したもの全ての情報開示を求めます。（加筆）前記部分についての全ての、係る市長秘書課から歴代市長本人に直接原本訴文書等を送付した起案用紙（決裁、処理案）の全ての情報開示を求めます。」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私が歴代市長宛で提出し正規受理された御局市長秘書課が封書開封、又は直接確認した平成17年3月10日から、23年3月1日までの告発文書追加訴文書、物証多全てに係る原本訴文書の頭書と末尾部分2枚及び全ての起案用紙（決裁、処理案）、他局所管と送受したもの全ての情報開示を求めます。（加筆）前記部分についての全ての、係る市長秘書課から歴代市長本人に直接原本訴文書等を送付した起案用紙（決裁、処理案）の全ての情報開示を求めます。」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私が歴代市長宛で提出し正規受理された御局市長秘書課が封書開封、又は直接確認した平成17年3月10日から、23年3月1日までの告発文書追加訴文書、物証多全てに係る原本訴文書の頭書と末尾部分2枚及び全ての起案用紙（決裁、処理案）、他局所管と送受したもの全ての情報開示を求めます。（加筆）前記部分についての全ての、係る市長秘書課から歴代市長本人に直接原本訴文書等を送付した起案用紙（決裁、処理案）の全ての情報開示を求めます。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年3月12日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 政策局秘書部秘書課（以下「秘書課」という。）に到達した郵便物等は、職員が開封して文書に記載されている事項を確認し、その内容に応じて、市長個人の私的なもの及び秘書課が主管するものを除き、記載内容に係る事務を主管する区局等に送付するなどの対応をしている。
- (2) 本件個人情報は、執務室、書庫を探したが、秘書課では保有していない。異議申立人（以下「申立人」という。）が市長あてに提出した文書については、文書の受

付事務の手順に従い、主管する部署に送付したと考えられる。念のため、現在秘書課が保有している文書を調べたり、当時の担当職員に尋ねたりしたが、その文書の存在を確認できなかった。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全てを開示することを求める。
- (2) 申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明、身体障害者診断書・意見書の記載拒否など、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）における職員の事務、また、この問題に関連して実施された医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査に関与した職員の事務について、これらの行為、処理等が違法不当であることや不作為があることを問題としているのである。

申立人が市長宛に提出したこの問題に関連した告発文書等の多くは、平成17年3月10日から平成23年3月1日までの1000枚、30数書簡にもなる。

これらの告発等処理については、本来、市長に一番近い秘書課が指示、報告、懲戒処分等の対処をすべきであって、これは、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「規程」という。）及び行政運営調整局総務部法制課（当時。現在の総務局総務部法制課。以下「法制課」という。）作成の文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）に定めるところの起案文書及び添付文書を用いて行わなければならない。

- (3) 個人情報非開示決定通知書において、実施機関が非開示とした理由として、「執務室、書庫を探したが、秘書課では保有していない」及び「速やかに当該所管課へ送付しており、秘書課において保有はしていない」を掲げているのは、秘書課が事務処理の重大違反・犯行を行ったためである。
- (4) 申立人が提出した告発等文書を秘書課と歴代市長が調査権のないことを知った上で送付・送受したことは違法不当であって、本来は、規則、規程、手引等の関係規定に則して起案用紙及び添付文書を用いてこれを行うべきであるから、秘書課の隠蔽工作、捏造の事実を証明したことになる。
- (5) 審査会は本件の問題に係る職員の事務処理、事務の不作為等に関して必要な調査

をして真相を見極め、関係法令違反の認定又は当否の判断をすべきである。

5 審査会の判断

(1) 宛名に横浜市長と記載のある郵便物の取扱いについて

ア 規程第9条第1項では、法制課において收受した行政文書は、開封しないと主管の区局が分からないものは開封し、開封せずに主管の区局が分かるものはそのまま開封せずに、主管の区局に交付することとされている。また、同条第2項では、区局において收受し、又は交付を受けた行政文書は、当該区局の文書担当課において、開封しないと主管の課等が分からないものは開封し、開封せずに主管の課等が分かるものはそのまま開封せずに、主管の課等に交付することとされている。

イ 市民等からの横浜市役所（横浜市中区港町1丁目1番地）あての郵便物等は、法制課が主管する文書中央集配所に届けられ、上記の規定に従って処理されている。このうち、宛名に横浜市長と記載のあるものの実際の取扱いについては、次のとおりである。

宛名に横浜市長と記載のある郵便物等のうち、差出人の記載が法人・団体（公共的団体を含む。）であるもの等は、規程第9条第1項の「開封しないと主管の局区が分からないもの」として、法制課の職員が開封して文書に記載されている事項を確認し、その内容に応じて、記載内容に係る事務を主管する区局に交付している。一方、差出人の記載が個人であるもの等は、政策局を主管局としてそのまま開封せずに同局に交付し、同局では、市長の秘書に関することを主管する秘書課に交付している。

このような経過で秘書課に到達した郵便物等は、職員が開封して文書に記載されている事項を確認し、その内容に応じて、市長個人の私的なもの及び秘書課が主管するものを除き、記載内容に係る事務を主管する区局等に送付するなどの対応をしている。

(2) 本件請求に係る事案の経緯について

本件請求に係る事案の経緯については、おおむね次のとおりである。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

その後、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要

望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

イ 平成15年以降、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと、センター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否があったことなど、センター病院の対応に問題があるとの申立てを行った。

ウ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査を実施した。

その後、申立人は、当該立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

エ 平成19年5月以降、申立人は、当該立入検査には違法性があるとして職員の人事を所管する総務局に対し、関係する職員の処分を求めるとの申立てを行った。

総務局では、行政運営調整局人材組織部人事組織課（当時。現在の総務局人材組織部人事組織課）が窓口となり、センター病院及び健康福祉局との調整、厚生労働省への照会等を行った。

(3) 本件個人情報について

ア 申立人は、本件の個人情報本人開示請求書の「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄に「私が歴代市長宛で提出し正規受理された御局市長秘書課が封書開封、又は直接確認した平成17年3月10日から、23年3月1日までの告発文書追加訴文書・・・及び全ての起案用紙（決裁、処理案）、他局所管と送受したもの全て・・・」と記載している。

また、申立人は、意見書等において、本件個人情報は、本件の問題に関する職員の違法不当な事務の行為、処理、不作為等に関する告発文書であって、ほとんどが市長あてのものであるから、市長に一番近い秘書課が指示、報告、懲戒処分等の文書事務をすべきであって、それは規則、規程、手引等の関係規定に則して起案用紙及び添付文書を用いて行うべきであると主張している。

イ これらのことから、本件個人情報は、上記(2)で述べた事案の経緯に関係した職員に違法不当な事務の行為、処理、不作為等があったとして当該関係職員の処分を求めるとの申立人の訴えに対し、秘書課において関係規定に基づき作成ある

いは添付されたと申立人が主張する平成17年3月10日から平成23年3月1日までの文書及び資料の全てであると解される。

(4) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、秘書課に到達した郵便物等は、上記(1)に述べた文書受付事務の手續に従い、市長個人の私的なもの及び秘書課が主管するものを除き、記載内容に係る事務を主管する区局等に送付しているため、申立人が市長あてに提出した文書については、主管する部署に送付したと考えられると説明している。

イ そこで、当審査会が平成16年度から平成23年度までの秘書課の事務分掌を確認したところ、秘書課の所掌する事務は、市長及び副市長の秘書に関する事、秘書事務に係る情報の収集等に関する事、市政報道及び報道機関との連絡に関する事等であることが認められた。

本件個人情報は、上記(3)のとおり、申立人が主張する関係職員の処分に係る文書及び資料であるところ、当該関係職員の事務が違法不当、不作為等であって、当該関係職員に対して処分をするか否かの判断は、上記秘書課の所掌する事務ということはできない。

そうすると、仮に申立人から市長あての文書を受け取り、又は文書が届いていたとしても、秘書課の所掌する事務でないと判断し、当該事務を所掌する部署に送付したと考えられるとの実施機関の説明に不合理な点はなく、そのほかに本件個人情報の存在を推認させる事情は認められなかった。

(5) なお、申立人は、当審査会は本件の問題に係る職員の事務処理、事務の不作為等に関して必要な調査をして真相を見極め、関係法令違反の認定又は当否の判断をすべきと主張する。

しかし、当審査会は、実施機関からの諮問に応じて実施機関が行った行政文書の開示決定等について、条例に基づく非開示条項該当性の調査審議を行うものであって、申立人の主張は失当である。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年6月4日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年6月15日 (第139回第三部会)	・諮問の報告
平成24年6月21日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年6月26日 (第216回第二部会) 平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・諮問の報告
平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・審議
平成24年12月13日 (第219回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年2月28日 (第223回第一部会)	・審議
平成25年3月14日 (第224回第一部会)	・審議
平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・審議